

巨理町立学校給食センター整備運営事業 「維持管理・運営業務委託契約書(案)に対する質問・意見」への回答

| 番号 | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | 質問内容 | 町回答 |
|----|-------------------|---|------|----|-----|---|--|--|
| 1 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 2 | 第4条 | | | | 契約保証金の納付については、毎年の履行保証保険で対応することを想定しています。その場合は、契約当事者となる各企業がそれぞれ自社受託金額に合わせての対応となると考えられますが、そのような理解で問題ないでしょうか。 | 代表事業者がとりまとめたいただき、納付いただければ問題ありません。 |
| 2 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 2 | 第4条 | 5 | | | 「本引渡日」とは具体的にいつを指すのでしょうか。(本契約書や募集要項には定義が置かれていないようであるため) | 「本引渡日」とは、町に対する本施設の引渡しが完了した日をいいます。 |
| 3 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 3 | 第5条 | 5 | | | 5条5項では、要求水準書記載の基準値の未達が、債務不履行とみなされる旨の規定があるが、事業者の責めに帰すべき事由に基づかない未達については債務不履行に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。※15条4項では帰責性がない場合はペナルティを課されない旨規定されています。 | ご理解のとおりです。 |
| 4 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 3 | 第5条 | 10 | | | 5条10項では、維持管理・運営事業者の購入した備品等の所有権が町に帰属することとされてるが、33条1項では、管理する物品等を撤去する義務が定められている。撤去する物品については、町が別途所有権を放棄する(処分に承諾する)との理解でよろしいでしょうか。またここでいう備品、消耗品は具体的に何を指すものかご教示ください。 | ご理解のとおりです。ここでいう備品、消耗品とは、調理業務に係る備品(ボウル、ザル、包丁、スパテラ等)を指し、それらは事業者に帰属します。それ以外の什器や音響設備等は町に帰属します。具体については契約協議の中で明記します。 |
| 5 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 7 | 第13条 | 2 | | | 13条2項において業務計画書の修正に関する規定が置かれているが、町による無制限の修正等を認めるものではなく、実際には事業者との協議によってアップデートしていくとの理解でよろしいでしょうか。※無制限に修正等を要求されるということではないと推察していますが、15条2項のように「合理的な理由がある場合を除いて」等の追記をしていただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。なお、実際における修正等のプロセスについては、基本にご理解のとおりです。 |

巨理町立学校給食センター整備運営事業 「維持管理・運営業務委託契約書(案)に対する質問・意見」への回答

| 番号 | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | 質問内容 | 町回答 |
|----|-------------------|----|------|---|-----|---|--|--|
| 6 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 10 | 第19条 | | | | 19条では、履行が不十分な場合に減額できる旨定められているが、是正がなされた場合には、減額分に関する支払に関する協議がなされるものとの理解でよいでしょうか。また、支払停止ができるのは是正がなされるまでの間（是正されれば直ちに支払われる）との理解でよろしいでしょうか。 | 本契約書の別紙2に記載のとおり、運営業務計画書等を踏まえ、運営期間が開始する日までに事業者と協議のもと設定することとします。 |
| 7 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 12 | 第23条 | 1 | | | 契約期間終了後1年間の施設性能等の保証が記載されておりますが、要求水準書48ページ第4(10)アでは本事業契約満了後6か月間継続利用できる状態とする記載があります。これらの期間の違いについてご教授ください。またどちらも施設性能等保証に関する内容の場合にどちらが優先されるかご教授ください。 | 要求水準との整合をはかるため、「契約期間終了後6か月」と修正します。 |
| 8 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 14 | 第26条 | | | | 第三者賠償責任保険の保険契約者について「維持管理・運営事業者の構成事業者の1社」とありますが、各構成企業とも業種も異なり賠償責任のリスク種類も全く異なります。業種の異なる複数社での応募が想定されているため、契約当事者企業間においても別途協定を結び、発生する事象に対する対応も帰責者責任が原則と考えています。「被保険者～」以下の内容を遵守することを前提に各構成企業それぞれが「保険契約者」として必要な第三者賠償責任保険に加入することをお認めいただくようお願いいたします。 | 認めます。 |
| 9 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 19 | 第34条 | 3 | | | 34条3項に、町が、「必要がある場合は、本契約を解除することができる」とあるが、その具体例や、申入期間についてご教示いただきたい。また、それらについては「維持管理・運営事業者と協議の上」等と追記することが妥当と考えます。 | 主として公益上必要がある場合を想定していますが、現時点で具体の想定をしているものではありません。なお、基本的にはご理解のとおり、維持管理・運営事業者との協議を踏まえて実施することを想定しています。 |

巨理町立学校給食センター整備運営事業 「維持管理・運営業務委託契約書(案)に対する質問・意見」への回答

| 番号 | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | 質問内容 | 町回答 |
|----|-------------------|----|------|---|-----|---|---|---|
| 10 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 20 | 第34条 | 8 | | | 損害の発生自体の立証を不要としているが、各号該当性が直ちに町の損害を基礎づけるとは限らないものと思われます。「損害の発生及び」の部分を削除することは可能でしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 11 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 20 | 第35条 | | | | 35条には34条3項のような規定がなく、また36条の主体は町のみであるが、維持管理・運営事業者は、合意解約が成立した場合(31条3号)を除き、いかなる理由があっても解除の申し入れはできないという趣旨か(不可抗力による解除も36条のとおり町にのみ認められている。) | ご理解のとおりです。 |
| 12 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 22 | 第40条 | 6 | (2) | | 著作物性の有無にかかわらず成果物を事業者の承諾なく自由に公表できる旨定めているが、成果物には、事業者の営業秘密やノウハウ等が含まれる可能性があります。3号同様、「維持管理・運営事業者が承諾したときに限り、」との留保を付すことは可能でしょうか。 | 原案のとおりとします。なお、成果物に重要な秘密情報等が含まれる場合において、具体的に特定の上で申入れをいただいたときは、町は、その取扱いについて協議することを検討いたします。 |
| 13 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 24 | 別紙1 | 1 | (2) | | 配送車両については要求水準書第5・6・5)にある通り、運営業務として調達するものと理解します。購入の場合にはサービス購入費Aとして一括で町からの支払う、リース調達の場合はサービス購入費Bとして15年間に平準化して町からの支払うという理解でよろしいでしょうか | ご認識の通りです。 |
| 14 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 25 | 別紙1 | 1 | (3) | ウ | 「年間の基準提供食数」とは「P27④にある実施給食数の年間の合計」という理解でよろしいでしょうか。 | ご認識の通りです。 |

亘理町立学校給食センター整備運営事業 「維持管理・運営業務委託契約書(案)に対する質問・意見」への回答

| 番号 | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | 質問内容 | 町回答 |
|----|-------------------|----|-----|---|-----|---|---|------------|
| 15 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 26 | 別紙1 | 1 | (3) | エ | 変動料金の考え方における基準食とは、アレルギー対応食以外の通常食と理解すれば宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 16 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 28 | 別紙1 | 3 | (2) | ア | サービス購入費Bの維持管理費相当額の算出指数が毎月勤労統計賃金指数(厚生労働省)となっており、こちらは人件費のみの指標と思われま。維持管理費の中には機器・備品の更新や修繕部品の手配費用も含まれるため、物価水準の変動も算出指数に含めていただけないでしょうか。 | 原案のままとします。 |
| 17 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 28 | 別紙1 | 3 | (2) | | 維持管理・運営業務の費用の大半を人件費が占めますが、町が指定する「毎月勤労統計賃金指数(厚生労働省)・就業形態別きまって支給する給与一般労働者5人以上」の推移は人件費上昇などの実勢を表している指標とは言い難いと考えています。全国に受託先がある給食会社が昨年倒産するなどの社会に影響を与える事象の発生も広く知れ渡る現在ですが、契約上長期間にわたり業務を受託する事業者の安定した運営を維持するためにも、改定に使用する指標は先行案件で多く採用されている「最低賃金」または「消費者物価指数(労働者派遣サービス)」に変更していただきたくお願いします。 ※改定に使用する指標については、2023年11月10日付けで内閣府から自治体に対して「物価高騰等に対応した学校給食費等の保護者負担軽減及び学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営に向けた取組の推進について(通知)」との通達が出ていることも考慮し検討をお願いいたします。 | 原案のままとします。 |

巨理町立学校給食センター整備運営事業 「維持管理・運営業務委託契約書(案)に対する質問・意見」への回答

| 番号 | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | 質問内容 | 町回答 |
|----|-------------------|----|-----|---|-----|---|---|--|
| 18 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 28 | 別紙1 | 3 | (2) | | <p>改定率に関して、前回改定年9月の指標と前年9月の指標とを比較して「1.5%以上」の変動があった場合に改定となっておりますが、「1.0%以上」に変更して頂きたいをお願いします。</p> <p>※改定率については、2023年11月10日付けで内閣府から自治体に対して「物価高騰等に対応した学校給食費等の保護者負担軽減及び学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営に向けた取組の推進について（通知）」との通達が出ていることも考慮し検討をお願いいたします。</p> | 原案のままとします。 |
| 19 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 31 | 別表 | | | | <p>「サービス購入費各回支払い内訳」としてサービス購入費A、B、Cそれぞれの内訳が示される記載となっているが、一方で様式5-7、5-8にて構成企業（維持管理・運営業務委託契約書の当事者）ごとに企業別配分内訳を記載することとされています。本スキームはSPCなどを要さないこととなっているため、実際のサービス対価の支払いは維持管理・運営業務委託契約書別表及び様式5-7、5-8の内訳に従い、町が構成企業へ直接支払いを行うものと認識して間違いはないでしょうか。</p> | 様式5-7、5-8は、事業者間での支払い状況を確認するものです。実際の支払いは、代表事業者へ支払うかたちとなります。 |
| 20 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 31 | 別表 | | | | <p>「サービス購入費各回支払い内訳」では四半期毎に価格を記載となっておりますが、様式5-7、5-8では年度毎に価格を記載することとされております。「サービス購入費各回支払い内訳」のサービス購入費A、B、Cそれぞれの内訳を記載する際は、様式5-7、5-8の年度毎の合計価格を四半期毎に割り返して記載し、端数については各年度の四半期の支払いの際に調整するという理解でよろしいでしょうか。</p> | ご理解の通りです。 |
| 21 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 31 | 別表 | | | | <p>平準化するにあたり、1回の支払で端数が生じた場合の対応についてご教示ください。</p> | 平準化する必要はないと認識していますが、端数が生じた場合には、年度間で調整してください。 |

巨理町立学校給食センター整備運営事業 「維持管理・運営業務委託契約書(案)に対する質問・意見」への回答

| 番号 | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | 質問内容 | 町回答 |
|----|-------------------|----|-----|---|-----|---|---|---|
| 22 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 36 | 別紙2 | 4 | (1) | | 業務不履行レベル1の給食への軽微な異物混入（毛髪等）で、混入経路不明な事象は減額対象には含まれないという認識でよろしいでしょうか。 | ご認識の通りです。 |
| 23 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | 39 | 別紙2 | 4 | (5) | | 「※1」の注釈で小学校献立と特別食の減額は行い、中学校の減額は行わないという認識でよろしいでしょうか。また、未提供給食数の用語の定義をご教示ください。 | ※1を削除します。 |
| 24 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | | | | | | 「募集要項に対する質問・意見への回答」No8より、構成事業者は町と各特定事業を直接契約を締結する事業者とありますが、維持管理・運営業務委託契約書では、「維持管理事業者」、「運営事業者」2社連名となるような記載となっております。あくまで特定事業毎の各事業者単体又はJVでの直接契約であるとの認識でよろしいでしょうか。 | 「維持管理・運営業務委託契約書」という一本の契約につき、町と、維持管理・運営事業者（維持管理事業者及び運営事業者）のそれぞれとの間で、又は各事業者が共同企業体を結成している場合には当該共同企業体との間で、締結されるものとなります。 |
| 25 | 維持管理・運営業務委託契約書(案) | | | | | | 「維持管理事業」は維持管理業務委託契約書、「運営事業」は運営業務委託契約書での町との直接契約であるという認識でよろしいでしょうか。 | No. 24の回答をご参照ください。 |